

別紙1 修学資金等の貸付に係る対象業務

1 業務従事区域

(1) 高知県の区域

(2) 以下の施設等において業務に従事する場合は、全国の区域 国立児童自立支援施設等
※国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機
関であつて児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第2項の委託を受けた施設、
肢体不自由児施設「整肢療護園」及び重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む。

(3) 東日本大震災等における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。）

2 業務従事施設等

(1) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定
める施設」、同条第4項に規定する「児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設」、
第7条に規定する「児童福祉施設（保育所を含む）」、同法第12条の4に規定する「児童を一時保
護する施設」及び同法第18条の6に規定する「指定保育士養成施設」

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する「幼稚園」のうち次に掲げるもの
ア 教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
イ (3) に定める「認定こども園」へ移行を予定している施設

(3) 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
第2条第6項に規定する「認定こども園」

(4) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であつて、同法第34条の15第1項
の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

(5) 児童福祉法第6条の3第13項に規定する「病児保育事業」であつて、同法第34条の18第1項の
規定による届出を行ったもの

(6) 児童福祉法第6条の3第2項に規定する「放課後児童健全育成事業」であつて、同法第34条の8
第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの

(7) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する「一時預かり事業」であつて、同法第34条の12第1項
の規定による届出を行ったもの

(8) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する離島その他の地
域において特例保育を実施する施設

(9) 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務
を目的とする施設であつて法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17
条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの
ア 法第59条の2の規定により届出をした施設
イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出

をした施設

- ウ 雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 116 条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
- エ 「看護職員確保対策事業等の実施について（平成 22 年 3 月 24 日医政発 0324 第 21 号）」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
- オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第 6 条の 3 第 9 項から第 12 項までに規定する業務又は法第 39 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設

(10) 企業主導型保育事業